

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

独立行政法人家畜改良センター

平成24年度 第1四半期

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	備考
平成24年度長野県有財産 1式	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成24年4月1日	長野県知事 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	会計規程第53条第1項第1号（家畜改良センター茨城牧場長野支場の事業用地が長野県有地であり、また事業用地として他の適当な用地もないため。）	-	19,223,189	-	5		
土地賃貸借 749,658m ²	家畜改良センター鳥取牧場長 池内 豊 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上 14	平成24年4月1日	大山町 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328	会計規程第53条第1項第1号（当場で飼養管理している肉用牛の放牧用として鳥取県大山町所有の土地を継続的に借用している。）	-	1,431,192	-	5		
現場後代検定調査用肉用牛（黒毛和種・子牛）購入 10頭	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成24年4月25日	全国農業協同組合連合会 山形県本部 山形県山形市七日町 3-1-16	会計規程第53条第1項第1号（家畜改良センターにおける中期計画において、「候補種雄牛等の生産・供給の過程で必要な肥育検定を行う。」とされており、（社）家畜改良事業団が実施する肉用牛産肉能力平準化促進事業に係る現場後代検定の一部を実施することとしている。この現場後代検定は、候補種雄牛の産子を肥育調査し、候補種雄牛の能力を把握することを目的としている。調査牛の生産は（社）家畜改良事業団が都道府県の畜産団体に委託して実施しており、生産された調査牛は（社）家畜改良事業団が作成する「調査牛の配置計画」に基づき後代検定協力者が購買することとなっている。このため、家畜改良センターにおいて現場後代検定を実施するためには、調査牛を生産した畜産団体から購入する必要がある。）	-	4,216,152	-	19		
現場後代検定調査用肉用牛（黒毛和種・子牛）購入 13頭	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成24年4月25日	秋田県畜産農業協同組合 秋田県秋田市中通 6-7-9	会計規程第53条第1項第1号（家畜改良センターにおける中期計画において、「候補種雄牛等の生産・供給の過程で必要な肥育検定を行う。」とされており、（社）家畜改良事業団が実施する肉用牛産肉能力平準化促進事業に係る現場後代検定の一部を実施することとしている。この現場後代検定は、候補種雄牛の産子を肥育調査し、候補種雄牛の能力を把握することを目的としている。調査牛の生産は（社）家畜改良事業団が都道府県の畜産団体に委託して実施しており、生産された調査牛は（社）家畜改良事業団が作成する「調査牛の配置計画」に基づき後代検定協力者が購買することとなっている。このため、家畜改良センターにおいて現場後代検定を実施するためには、調査牛を生産した畜産団体から購入する必要がある。）	-	5,813,169	-	19		

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

独立行政法人家畜改良センター

平成24年度 第1四半期

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	備考
雨水による表土流出復旧作業	家畜改良センター十勝牧場長 鈴木 稔 北海道河東郡音更町駒場並木8番地1	平成24年5月10日	(株)共成レンテム 北海道帯広市西18条北1-14	会計規程第53条第1項第2号(隣接した土地に与えた被害を緊急に復旧する必要があるため)	-	3,187,485	-	13		

3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載する。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。

その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付する事が不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」